



## 2015流山憲法集会

# 5月17日(日)



13:30開場  
14:00開会

「戦争ひなりのことこそ  
国民の命守る」

講演 **小森陽一**さん  
〈九条の会(全国)事務局長〉  
流山市生涯学習センター

## 「九条の会」全国集会

渡辺治さんの情勢報告から

現在の安倍内閣は、改憲の悲願を達成するためにできた。「戦争する国」づくりの第一の柱は、9条の政府解釈を打破し、集団的自衛権を行使し、自衛隊が戦争する自由を獲得する。第二は、自衛隊の編成や装備もこれまでの縛りを破り戦争できる軍隊に変え、戦争に必要な体制をつくる。とくに大きいのは秘密保護法。戦争指導部（NSC=国家安全保障会議）をつくり、武器輸出三原則を廃止し、軍需産業を育成。国民意識を改変する教育改革と歴史の修正だ。

ところがこの間、秘密保護法に予想を上回る大きな反対運動が起こり、憲法解釈の全面変更はできず、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」の場合だけに限定した。この条件は、我々が反対運動を強め、国会の中で様々な追及が起これば、たたかいの武器になりうる。

「戦争立法」の全体像は。政府がいう「切れ目のない対応」に現れている。いつでも、どこでも、どんな戦争にでもあらゆる形で米国の戦争に協力できる体制をつくる、これが「戦争立法」の大きな狙いです。戦時でも平時でも、戦場にでも、国連決議があろうとなかろうと自衛隊は出て行き、武力行使で加担する。これが集団的自衛権。「戦争立法」を通せなければ、最大の切り札安倍政権が倒れる。そのため大きな共同を。

## 自・公が合意 安保法制改憲 = 戦争立法

政府は安全保障関連法について公明党と与党協議を行ってきましたが、基本的に合意したと伝えられ、渋っているポーズをとっていた公明党も含めていよいよ戦争立法に向かう構えで、5月に国会に提出、成立をねらっています。

政府は閣議決定では集団的自衛権の行使が認められる3条件をあげていました。①密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある②日本の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない③必要最小限度の実力行使にとどまる

法制化に当り公明党は①国際法上の正当性②国民の理解と民主的な統制③隊員の安全確保の3条件を要求したといわれますが、いずれもあいまいなまま3月20日自・公で合意。マスコミは「公明の『歯止め』きかず」と報道しています。

その結果「いつでも、どこでも」政府判断で自衛隊派遣を可能にしようとしています。

「国際社会の平和と安全を守るため」として、自衛隊を海外に恒久的に派遣できるようにする。そして日本が攻撃されたり、海外の自衛隊が攻撃されたりしていなくても、一緒に活動する外国軍が攻撃されたら反撃できる……。これはまさに米軍などが行っていることです。軍隊との違いがどこにあるのでしょうか？いつの間にか憲法9条がありながら、日本軍が戦うことになります。

安倍総理は3月20日の予算委員会の答弁で自衛隊を「わが軍」と呼び、訂正する気はないようです。それをさらに菅官房長官は「防衛を主たる任務とする組織を軍隊と呼ぶなら自衛隊も軍隊だ。国際法上は軍隊に当る。」と開き直ったのです。

(憲法9条は「陸海空軍その他の戦力は保持しない」と明記しています。)

